

総社市訓令第1号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

総社市魅力発信室設置規程（平成31年総社市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務) 第4条 略 2 室長代理<u>及び主幹</u>は、室長を助け、所属職員を指揮し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。 3 室長補佐は、室長を助け、魅力発信室の事務を整理し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。 4～6 略 (事務分掌) 第5条 魅力発信室の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) 略  (2) 略</p>	<p>(職務) 第4条 略 2 室長代理は、室長を助け、所属職員を指揮し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。 3 <u>主幹及び室長補佐</u>は、室長を助け、魅力発信室の事務を整理し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。 4～6 略 (事務分掌) 第5条 魅力発信室の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>移住定住の推進に関すること。</u> (3) <u>空き家に関する総合調整に関すること。</u> (4) 略 (5) <u>ふるさと納税及び本市の人口増のための施策の総合調整に関するこ</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) 略 (専決事項等) 第6条 略 2 室長を除く魅力発信室に属する職員の代決の順序は、総社市事務決裁規程に定めるそれぞれの職の例による。ただし、室長の専決事項については、<u>室長代理及び主幹</u>が第1次代決者として、<u>室長補佐</u>が第2次代決者として処理することができる。</p>	<p>と。 (6) 略 (専決事項等) 第6条 略 2 室長を除く魅力発信室に属する職員の代決の順序は、総社市事務決裁規程に定めるそれぞれの職の例による。ただし、室長の専決事項については、<u>室長代理</u>が第1次代決者として、<u>主幹及び室長補佐</u>が第2次代決者として処理することができる。</p>

附 則  
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。